大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第８条第２項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和８年１０月２０日

岡山市長　大　森　雅　夫

１　届出事項の概要

（１）大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　　ニシナフードバスケット西大寺店

所在地　岡山市東区広谷４７４番９

（２）届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称　株式会社ニシナ

住所　倉敷市連島町連島１９９０番地

代表者の氏名　代表取締役　仁科　正己

（３）変更事項

①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名（名称）	代表者氏名	所在地
株式会社仁科百貨店	代表取締役 仁科　正己	倉敷市水島東常盤町１０番５号

（変更後）

氏名（名称）	代表者氏名	所在地
株式会社ニシナ	代表取締役 仁科　正己	倉敷市連島町連島１９９０番地

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

店舗名	名称	代表者氏名	所在地
ニシナフードバスケット西大寺店	株式会社仁科百貨店	代表取締役 仁科　正己	倉敷市水島東常盤町１０番５号

（変更後）

店舗名	名称	代表者氏名	所在地
ニシナフードバスケット西大寺店	株式会社ニシナ	代表取締役 仁科　正己	倉敷市連島町連島１９９０番地

（４）変更年月日

令和８年８月１日

（５）変更理由

①②名称及び所在地の変更

２　届出年月日

令和８年９月２９日

３　縦覧の期間及び場所

（１）縦覧の期間

令和８年１０月２０日から令和９年２月２０日まで

（２）縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興課